

# 労災保険率等の改定について

厚生労働省 労働基準局 労災管理課 労災保険財政数理室



## 労災保険率改定の動向

労災保険率（以下「料率」という）は、原則として3年ごとに改定しており、現行の料率は平成24年4月に改定したものです。

厚生労働省は、平成26年12月10日に労働政策審議会に対し、平成27年4月から適用する料率の改定案について諮問し、同年12月15日に同審議会から改定案が妥当であるとの答申を得ました。

今後、平成27年4月1日の施行を目指し、速やかに「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則」の改正作業を進めることとしていますが、以下に、料率の設定方法や今回の改定のポイント等について記載します。



## 料率の設定方法

料率は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」等により、将来にわたって、労災保険事業に係る財政の均衡を保つことができるよう、過去3年間の災害率等を考慮して業種別に設定することとされています。

具体的な料率の計算は、平成17年3月に策定された「労災保険料率の設定に関する基本方針」（以下「基本方針」という）に基づいて行います。

基本方針の概要については、次のとおりです。

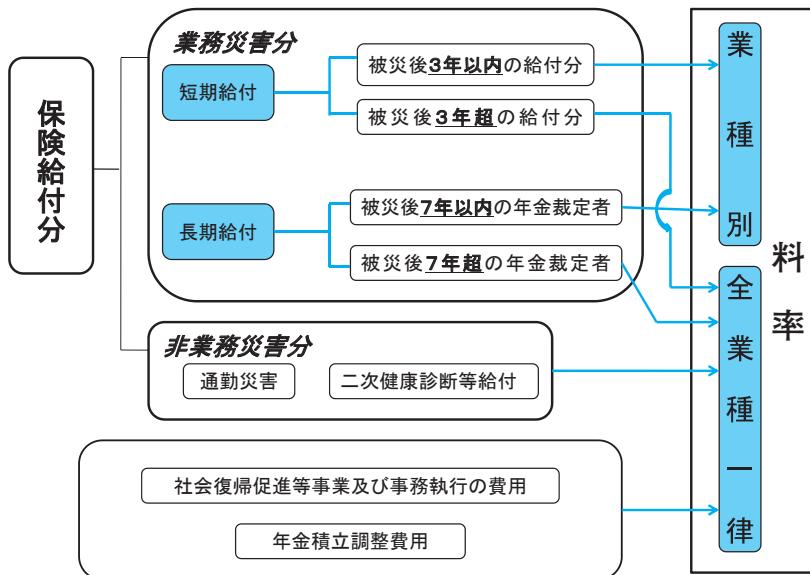
- ① 料率は業種別に設定すること。
- ② 料率の改定は、原則として3年ごとに行うこと。
- ③ 料率の算定は、過去3年間の保険給付実績等に基づいて「料率に係る基本的な算定方式」（図-1）により行うこと。  
ただし、次の業種については、激変緩和措置として、料率の引上げの上限等設定すること。
  - ・算定された料率が一挙に上昇する業種
  - ・産業構造の変化に伴い事業場・労働者数が激減し、収支状況が著しく悪化している業種



## 今回の料率改定の概要

近年の労働災害の動向等を反映し、平成27年度から適用される新たな料率は次のようになります。

- ① 料率は全54業種（現在55業種のところ、平成27年度より「たばこ等製造業」を「食料品製造業」に統合し、54業種となります）平均で0.1/1,000の引下げ（4.8/1,000→4.7/1,000）。
- ② 全業種中、引下げとなるのが23業種、引上げ



図一1 料率の算定の方法

表一1 平成元年度以降の改定経過 (単位：1/1,000)

平成元年度	4年度	7年度	10年度	13年度	15年度	18年度	21年度	24年度	27年度
10.8	11.2	9.9	9.4	8.5	7.4	7.0	5.4	4.8	4.7

となるのが8業種、据置きとなるのが23業種。

- ③ 労災保険が適用となる全国268万事業場のうち、約25%に当たる66万事業場で料率が引下げとなり、事業主全体で年間約278億円の保険料負担軽減。



#### 建設業における料率改定の内容

建設業の料率（全8業種）と建設業の第2種特別加入保険料率（一人親方）は、平成27年度から表一2のようになります。

全8業種のうち、「既設建築物設備工事業」の料率が据置きとなるのを除き、全ての業種の料率

表一2 料率改定表 (単位：1/1,000)

事業の種類	現行	改定後
水力発電施設、ずい道等新設事業	89	79
道路新設事業	16	11
舗装工事業	10	9
鉄道又は軌道新設事業	17	9.5
建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	13	11
既設建築物設備工事業	15	15
機械装置の組立て又は据付けの事業	7.5	6.5
その他の建設事業	19	17
第2種特別加入（建設業の一人親方）	19	19

が引下げとなります。また、第2種特別加入保険料率（一人親方）については据置きとなります。



## 労務費率の改定

請負による建設の事業は、数次の請負によって行われるのが常態となっていますが、労災保険では、元請負人が全体の事業についての事業主としてその下請事業に使用する全ての労働者分の保険料の納付等を行うこととなります。

労災保険料は、事業主がその事業に使用する全ての労働者に支払う賃金総額に労災保険率を掛けて算出するのが原則ですが、数次の請負によって行われる建設の事業では、下請労働者を含めた賃金総額を把握することが困難な場合が多いことから、請負金額に所定の率を乗じて賃金総額を算出することが認められています。

この所定の率を「労務費率」といい、料率が設定されている業種の区分ごとに定められています。

この労務費率についても、料率の改定に併せて3年に一度改定を行っており、平成27年度から表-3のとおりとなります。



## 請負金額の取り扱いの改定

請負による建設の事業では、請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とすることが認めら

れているのは前項での説明のとおりですが、現行の取り扱いでは、請負金額は消費税相当額を含むものとし、労務費率についても請負金額に消費税相当額が含まれていることを前提として設定されています。

平成26年4月の改正消費税法の施行により、消費税率は5%から8%に改定されましたが、平成24年度に改定された現行の労務費率は、消費税率が5%であることを前提として設定されています。そのため、消費税率8%を含む請負金額に現行の労務費率を乗じると、保険料の計算上、保険料が増額となる不合理が生じることから、平成26年4月以降、賃金総額の算定に当たっては請負金額に108分の105を乗じて得た額に労務費率を乗じるという暫定措置を講じているところです。

この暫定措置は、過去の消費税導入時および消費税率改正時に講じた措置と同様のものですが、

- ① 事業主側・行政側双方において事務処理が煩雑となること
  - ② 今後、消費税率の改定が行われた場合、さらなる暫定措置を講ずる必要があること
- から、平成27年度から適用する労務費率については、請負金額に消費税相当額を含まない前提で設定し、保険料の申告時においても、消費税相当額を含まない請負金額に労務費率を乗じた額を賃金総額とみなすよう、事務処理を変更することとしました。

これにより、平成27年度以降は、請負金額に

表-3 労務費率改定表

事業の種類	現行	改定後
水力発電施設、ずい道等新設事業	18%	19%
道路新設事業	20%	20%
舗装工事業	18%	18%
鉄道又は軌道新設事業	23%	25%
建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	21%	23%
既設建築物設備工事業	22%	23%
機械装置の組立て又は据付けの事業		
組立て又は取付けに関するもの	38%	40%
その他のもの	21%	22%
その他の建設事業	23%	24%

108分の105を乗じた額に労務費率を乗じるという暫定措置は廃止となります。平成26年度以前に保険関係が成立した事業については従前のとおりの取り扱いとなることに留意が必要です。



## 7 その他の改正

平成27年度以降、保険料の申告時に使用する請負金額について、消費税相当額を除いた額とするよう取り扱いを変更することに併せ、請負金額を要件とする以下の事項についても、それぞれ改正を行うこととしています。

### (1) 有期事業の一括の要件

建設の事業においては、同一の事業主が行うそれぞの事業の規模が、概算保険料の額が160万円未満であり、かつ、請負金額が1億9,000万円未満である場合、その全ての事業を一つの事業とみなして保険関係が適用されます（有期事業の一括）。

平成27年度以降に成立した事業については、この請負金額の要件を、1億9,000万円（消費税相当額を含む）から1億8,000万円（消費税相当額

を除く）に変更します。

### (2) 一括された有期事業以外の有期事業（単独有期事業）のメリット制の適用要件

メリット制とは、一定の要件を満たす事業場について、その事業場における労働災害の多寡に応じて保険料の額などを増減する制度です。

(1)の有期事業の一括の対象とならない事業については、その事業単独で労災保険の保険関係が成立（単独有期事業）しますが、その事業に対してメリット制が適用される要件は、確定保険料の額が40万円以上または請負金額の額が1億2,000万円となっています。

平成27年度以降に成立した事業については、この請負金額の要件を、1億2,000万円（消費税相当額を含む）から1億1,000万円（消費税相当額を除く）に変更します。

これらの変更は、保険料申告等における請負金額の取り扱いを、全て消費税相当額を除くこととしたことによるものであり、消費税相当額を除いた額で比較した場合、改正前後での適用要件はほぼ同じです。